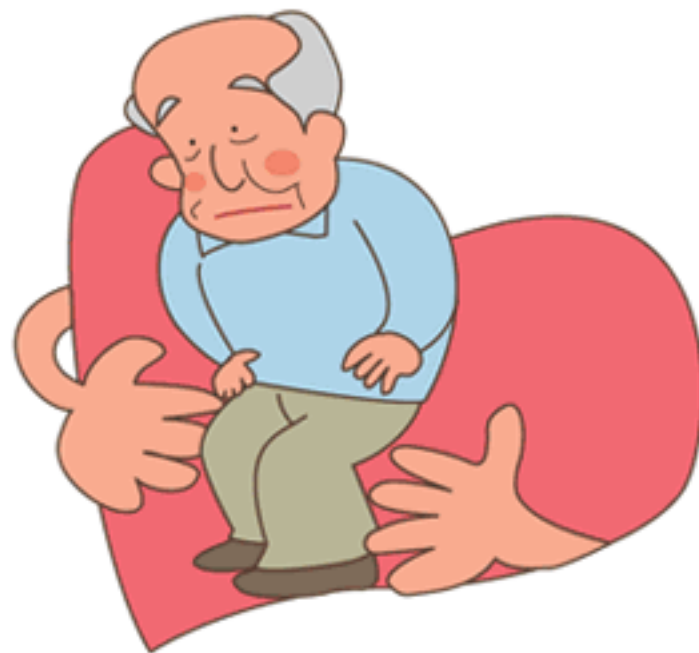


援助の必要な刑事施設等を退所した人の地域生活支援

福祉の支援を必要とする 矯正施設などを退所した 人たちの自立支援を行う 「よりそいネットおおさか」



「貧困」「孤立・孤独」の中で、社会に「居場所」をなくした障がい者や高齢者による犯罪、再犯が社会問題となっています。福祉の支援が必要でありながら届かない人たちにとって、刑務所は「社会のセーフティネット」となっているのです。そこで、刑務所など矯正施設から退所した人たちの社会復帰を助け、退所者が「生活に困る」などの要因で再び罪を犯さないようにするため、2009年4月民間団体のネットワーク「よりそいネットおおさか」が設立されました。今回は、同団体の取り組みを通じて、犯罪や再犯と福祉の関係について考えてみたいと思います。

社会のどこにも 居場所がない人たちの 最後の砦、刑務所

人が犯罪に至るには、さまざまな要因があります。それは、必ずしも悪意のある犯罪だけではありません。本来ならば、福祉の支援が必要

な人たちが「貧困」「排除」「孤立・孤独」などの要因により、社会に「居場所」を失い、その結果「犯さなくてもいい罪」を犯し、再犯率を高めているケースも少なくないのです。

調べによれば、出所しても親族などの受入れ先がない人たちの数は年間約7,200人。このうち、障がいや高齢のため自立生活が困難

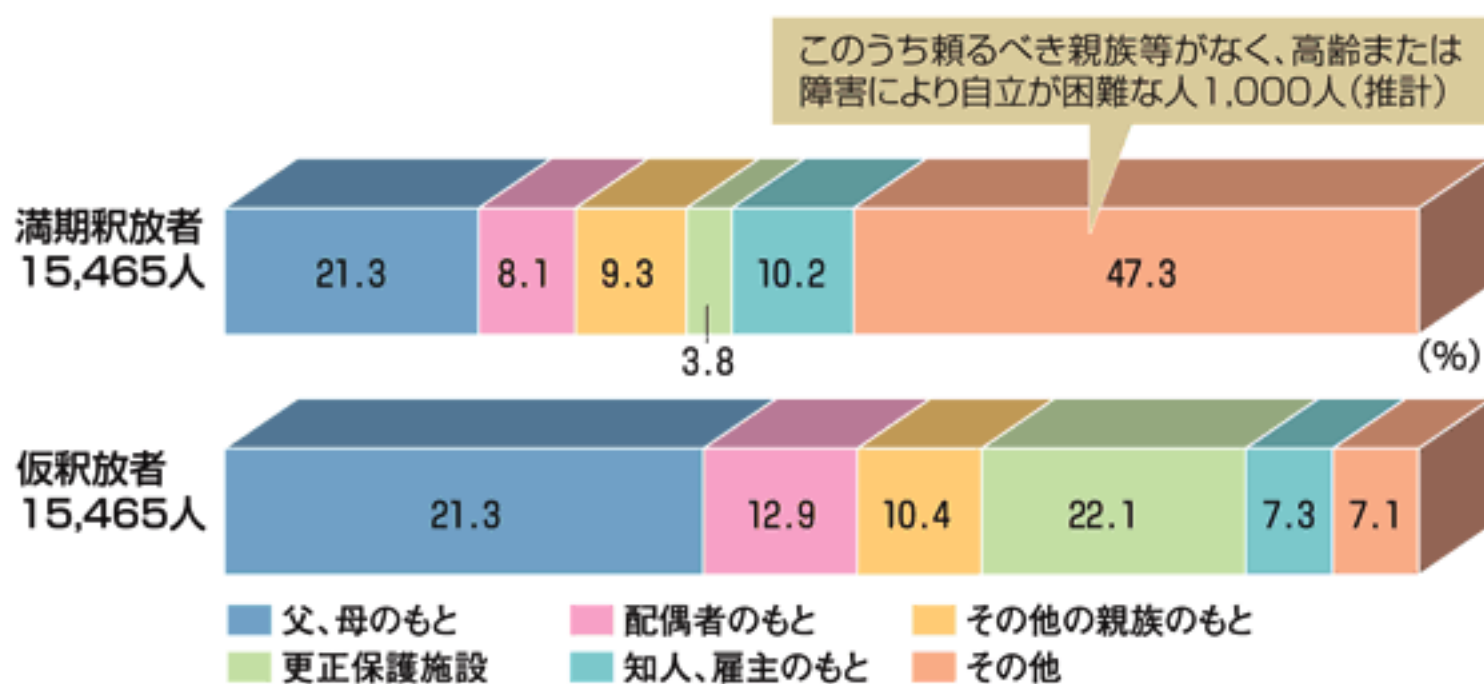
な人たちが、年間約1,000人に上っています（平成18年法務省特別調査）。

受刑者は高齢化し、65歳以上の満期出所者のうち約70%が、5年以内に刑務所へ再入所しています。しかも、その約4分の3が2年以内に再犯に及んでいます。犯罪の内容は、犯罪歴が10犯以上の場合「窃盗」が51.4%で、続く「詐欺」と合わせると全体の60%を占めています（平成19年版犯罪白書）。窃盗といっても、コンビニなどでの食料品の万引き、詐欺は、無銭飲食や無賃乗車がほとんどで、背景には、貧困等の経済的な要因があることが浮かび上がってきます。

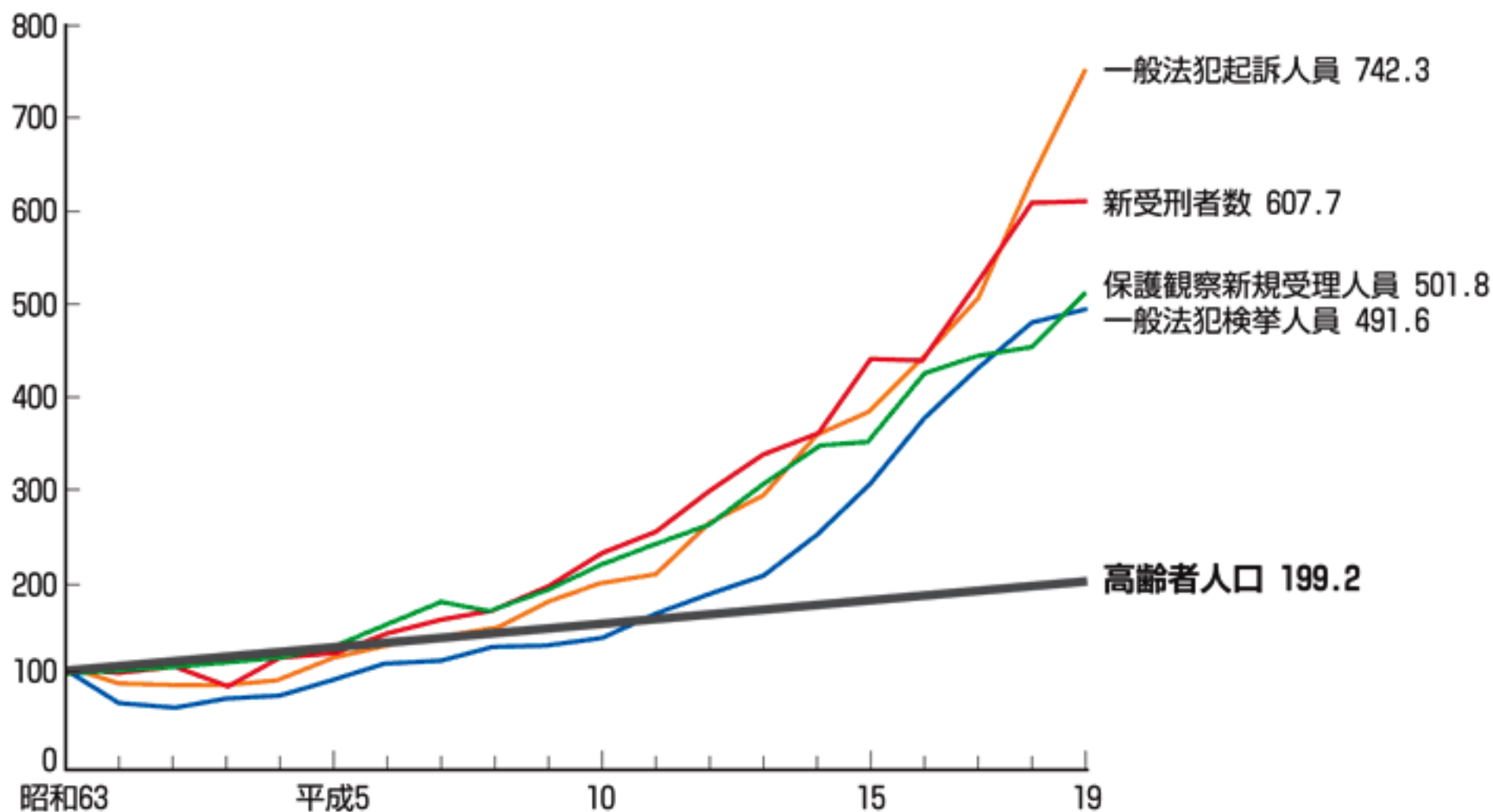
障がい者については、調査対象受刑者27,024人のうち、知的障がいまたは知的障がいと疑われる人が410人、このうち療育手帳所持者はわずか26人。犯罪の動機が「困窮・生活苦」であったものは150人（36.8%）におよんでいます（平成18年法務省特別調査）。

このように、多くの受刑者には、高齢であったり知的・精神障がいを抱えていたり、社会に居場所がなく、福祉の支援を必要とする人たちです。なかでも、「本人に障がいや認知症の自覚がない」、あるいは「サービスを受けるための手続きが一人では困難」、「孤立しているため情報が届かない」などの要因で、これまで適切な福祉的支援を受けられずにきた人が少なくありません。したがって、罪をつぐない出所し

【刑事施設出所者の帰住先別構成比】（平成19年）



【各手続段階別高齢者(65歳以上)の犯罪指標の推移】(昭和63～平成19年)



※犯罪指標は、昭和63年における高齢者数と対象人員を100とした指標

(出典 平成20年版犯罪白書)

【65歳上の新受刑者数の推移】



でも、待っていてくれる家族もなく、仕事につき事もむずかしく、住むところもなかった場合、再び罪を重ねてしまうことも起こってしまうのです。こうして、刑務所は「社会のどこにも居場所がない、弱い立場に置かれた人たちの“最後の砦”となっているのです。

「隙間のない支援」を目指して、民間の支援ネットワークが立ち上がる

2009年4月、大阪府内の社会福祉施設や

野宿者を支援する団体などに呼びかけ「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク」〔以下(愛称)「よりそいネットおおさか」〕が設立されました。

ここでは福祉の支援を必要とする人たちの犯罪や再犯を、単に“罪を犯した人の問題”ではなく、“社会問題が複合化した新たな福祉課題や人権課題”と考え、再犯を防ぐため、退所後の「居場所」づくりを目指しています。

設立にあたっては、野宿生活者を支援する団体や知的障がい者支援組織が、府内の福

祉施設等に呼び掛け、2008年5月に準備会を設置。大学教授や弁護士を招いて勉強会や医療少年院や更生保護施設などの見学会を開くほか、支援団体向けの研修、市民への啓発活動などに取り組みました。

「よりそいネットおおさか」は、国が2009年7月より、各都道府県に設置予定とした「地域生活定着支援センター」や全国のNPOや福祉法人等による民間レベルのネットワークなどと密に連携しながら、「隙間のない支援」を目指しています。

相談・支援から政策提言まで活動を推進

「よりそいネットおおさか」では、さまざまな支援団体や研究者・福祉の専門職等と協働して、次のような4つの活動を推進しています。

●矯正施設等の退所者の「自立支援に向けた相談や支援活動」

「よりそい相談室」(2009年8月開設)を窓口とし、退所後の受入れ先の調整、生活支援を行います。

●矯正施設等の退所者の実態や課題を多くの人に理解してもらうための「啓発活動」

受刑経験や刑務所の実態等を関係者や研究者から聴く一般向け講演のほか、関係団体との事例を基にした研究・勉強会を開催します。

●矯正施設等退所者の「実態把握」や「支援のための研究・提言活動」

支援のあり方に関する施設の実態・ニーズ調査で実態を把握し、再犯防止に必要な制度の改正等を提言します。2009年度は、厚生労働省の補助金事業(社会福祉推進事業)の採

択を受け、府内約1700の入所施設などの調査や、支援者などの聞き取りも行ってきました。

●矯正施設等の退所者の支援に関わる人々たちへの「研修活動」

退所者をとりまく支援団体や個人に向けての研修などを行っています。

福祉施設等への橋渡しを担う「よりそい相談室」

「よりそい相談室」では、出所前から、保護観察所や支援者と連携を図りながら、本人の要望や福祉ニーズを把握。出所後は、福祉による支援を受けるために必要な療育手帳の取得や生活保護の申請をサポートし、施設入所への橋渡しをしています。

相談内容などについて、相談員の一人、精神保健福祉士の益子千枝さんにお聞きしました。

一相談件数はどれくらいですか？

この半年間で38件です。ご家族や入所前の支援者から相談を受けることもあれば、身寄

りのない方は、刑務所から直接連絡があります。

一どのような対応をされていますか？

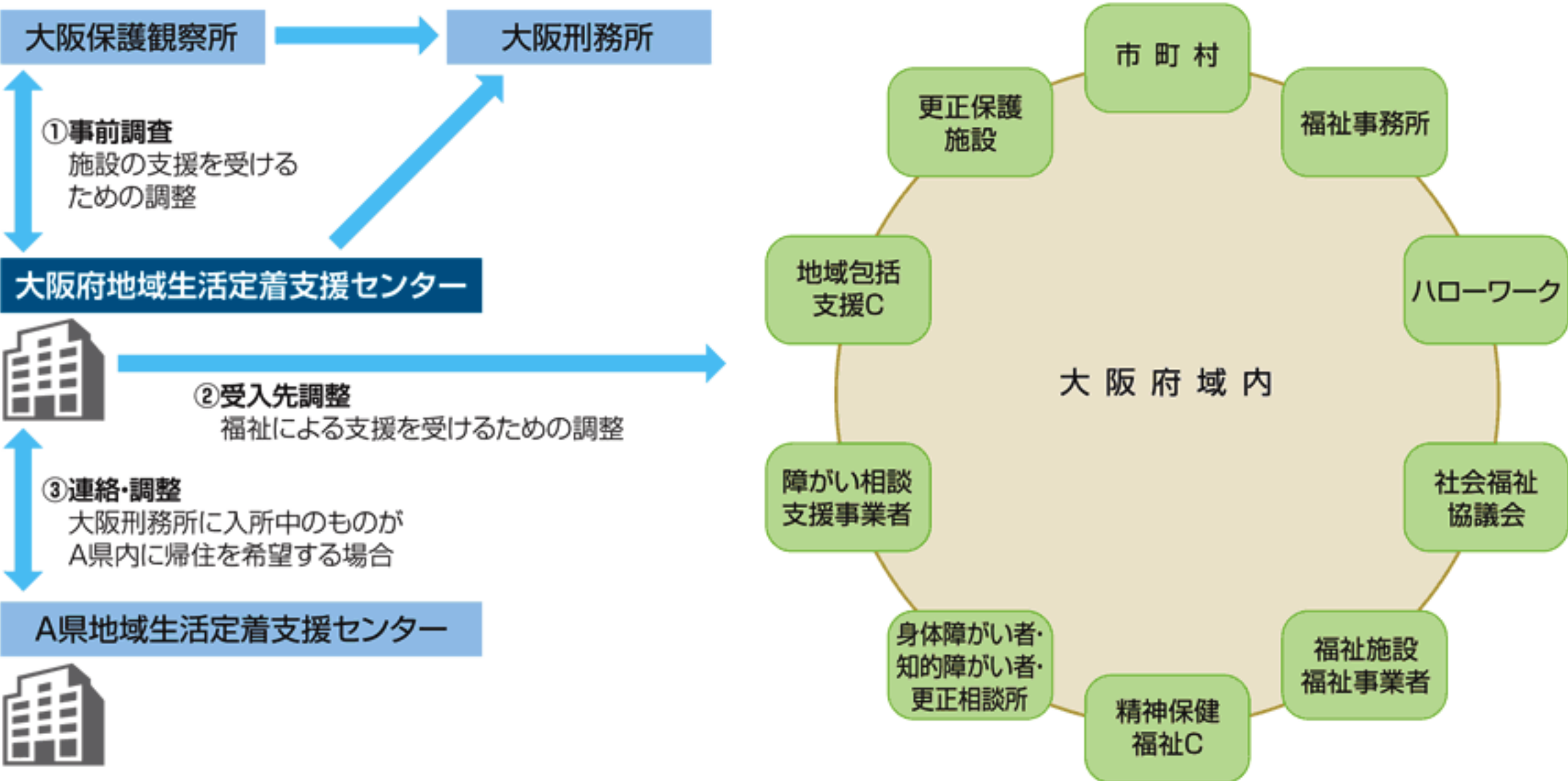
まず、お電話でお話をうかがい、支援者の方々だけで解決できるようなら、相談や情報提供をさせていただきます。引受人がいらない場合などは、まず、保護観察所等と話し合いながら、支援者の方たちと「ケース会議」を持ちます。話し合いながら、ご本人のニーズにあった適切な社会資源へつなぐよう力を尽くしています。

一受刑者と実際にお会いになり、どんな印象を持たれましたか？

「殺人未遂」「銃刀法違反」など罪名だけを聴くと、「恐ろしい犯罪者」のイメージですが、実際会ってみると、ごく普通の高齢者と変わらないことに毎回驚きます。先日、ある刑務所からの依頼で「殺人未遂」を犯した70代半ばの男性は、車イスで介助されており、刑務官の態度も「受刑者」扱いというより「高齢者」に対する気遣いが感じられました。

一障がいのある人たちが犯罪に至るケースには、どんな背景があるのでしょうか？

【事業概要】



ある20代の退所者は、精神と知的の障がいがあり、幼いころから家族や周囲の人から虐待を受け、施設を転々としていました。それが直接、犯罪に結びつくわけではありませんが、何らかの影響はあるでしょう。周囲に「避けられている」「排除されている」と感じてきた障がい者の中には「人にかまってもらいたい」という渴望からか、反社会的な行動をとってしまう人たちもいます。周囲が落ちつく、心配してもらえなくなるため、無意識のうちにふたたび自分の周りに人が集まるように新たな問題を起こし、犯罪につながってしまうケースも少なくないようです。

一相談・支援における今後の課題は？

制度、お金、人など、物理的な支援は確かに必要です。しかし、一番大切なのは、「罪を犯そう」としたとき、抑止力になるものがその人の中にあるかどうか。相談を受けてから出所までの限られた時間でその力をつけるのは難しいですが、本人の心へ届くアプローチをどうするかは、今後考えていかなければなりません。

本人の希望とニーズが最優先

「よりそい相談室」における相談・支援の流れとポイントをまとめてみました。

1 まず、本人と必ず顔を合わせる

罪名だけを聞いて「恐ろしいイメージ」を抱かないように、既存の支援者だけでの解決可能と考えられるケースを除いた、すべてのケースに短時間であっても本人と話をします。

2 支援者間で顔のみえる関係を築く

本人を取り囲む支援者同士で「ケース会議」を持ちます。支援者は「どのように対処したらいいか」「どれくらいの負担がかかるか」不安や戸惑いがあるものです。ケース会議で顔の見える関係を築くことで、一人ではなく「助け

合って支える」ことを意識してもらいます。ケース会議を進める過程で、新たに必要となる関係者がいる場合は、会議への参加を呼びかけます。

3 具体的に必要な社会資源や制度につなぐ

ケース会議で「本人の希望」や「困りごと」を共有したうえで、適切な支援を選択します。生活保護制度、就労支援、生活支援、治療通院支援などのうち、何がどのような順番で必要か。徹底的に考える必要があります。そこがズレていると、受入れ先がみつかったとしても、その生活を維持できません。例えば、アルコール依存症の人の場合などは、依存症の回復を目的とした医療機関や、施設の利用をすすめることを優先します。

出所後の生活調整をスムーズにするために

福祉の支援が必要な人たちの、犯罪や再犯を防止する取り組みを進めるためには、制度改正など政策提言も必要となってきます。

高齢や、何らかの障がいのある人の出所後の生活を支えるためには、生活保護を受けざるを得ないケースが多いのが現状です。ところが刑務所に入っているうちに、住民票所在地、帰往希望先、刑務所所在地の役所へ相談に行っても、今、現実に住民として生活していないという理由などで、制度の実施については受け付けてもらえないことが起こりがちです。

こうした問題について、今年2月、国会議員等を招いて行った「東京集会」では、「生活保護の適用条件について見直し、別枠の設定をするなどの制度改革が必要ではないか」という意見が出ました」とは「よりそいネットおおさか」相談員の一人で、社会福祉士・人権擁護士の北場好信さん。

東京集会では、このほか、退所者を受入れる福祉施設の確保において、人的支援や財政的支援等が「加算」制度の対象施設となるよう、拡充が必要であること。国が設置する

「地域生活定着支援センター」については、センターに「職務権限」がないため、「守秘義務、個人情報保護」が障壁となり、必要な情報が得られにくいなどの指摘がされています。

設立1周年を控え、活動への想いと今後の意気込みについて北場さんに伺いました。

「刑を終えて出所した人たちへの支援は、すでに「人権教育のために国連10年」(1994～2004年)に関連して作成された『大阪府行動計画』において重点課題の一つとして指摘されていました。しかし、取り組みとしては十分と言わざるを得ません。これまで、矯正施設退所者の問題を単に「罪を犯した人の問題」としか見ない社会のあり方が背景にあると考えられます。また、そこには被害者がいる事も忘れてはならないことです。これらを踏まえ、当団体の設立に至ったのです。「よりそいネットおおさか」は、野宿生活者の支援団体をはじめ、さまざまな分野の実践者・研究者が力を合わせ、よりよい支援を目指したいと考えています。このネットワーク力を活かして、矯正施設等からの退所者の自立支援をおこない、「安心ある暮らし」の実現に一步でも近づけるよう努力していきたいと思ひます」

【連絡先】

よりそい相談室

大阪府人権協会と大阪府総合福祉協会(ヒューマインド)共同で事務局を担当。

TEL06-6558-3188

